

別表3

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

【非住宅】

(令和7年4月現在)

床面積(A)の合 計(m ²)	手数料の金額(円)			
	モデル建物法※1		標準入力法等	
	別表分類A	左記以外	別表分類A	左記以外
A < 300	50,000	30,000	100,000	70,000
300 ≤ A < 1,000	80,000	50,000	170,000	110,000
1,000 ≤ A < 2,000	100,000	70,000	210,000	140,000
2,000 ≤ A < 5,000	170,000	120,000	330,000	220,000
5,000 ≤ A < 10,000	260,000	180,000	470,000	320,000
10,000 ≤ A < 25,000	320,000	210,000	560,000	370,000
25,000 ≤ A < 50,000	370,000	260,000	670,000	440,000

※1 モデル建物法（小規模版）を含む。

【住宅】

床面積(A)の合計(m ²)	手数料の金額(円)	
	標準計算法※2	
戸建住宅		33,000
	確認併願	28,000
	住宅性能評価等併願	10,000

※2 仕様基準の併用を含む。

【共同住宅】

	手数料の金額（円）		
	一般	確認併願	性能評価等併願
基本料金	60,000	50,000	40,000
住戸加算	$4,200 \times \text{住戸数}$	$4,000 \times \text{住戸数}$	$2,000 \times \text{住戸数}$
共用部加算 (審査する場合)	100,000	90,000	50,000

備考

- ア) 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- イ) 一次エネルギー消費量の算定対象としない部分がある場合
 - ⇒当該部分を除いた面積
- ウ) 共同住宅において、一住戸のみの申請の場合
 - ⇒一戸建ての住宅の額
- エ) 共同住宅の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合
 - ⇒非住宅の別表分類 A 以外に定める料金を加算
- オ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微変更申請手数料
 - ⇒当該手数料の半額
- カ) 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合
 - ⇒一律 20,000 円
- キ) 非住宅で、一つの棟に用途分類が複数ある場合
 - ⇒一部でも分類 A の用途が含まれるときは別表分類 A ク) 非住宅と住宅の複合建築物
 - ⇒非住宅と住宅の各部分で算定される手数料の合計額
- ケ) 合適合性判定通知書及び軽微変更該当証明書に係る記載事項証明の手数料
 - ⇒一律 1,000 円

別表4 用途分類：確認申請書第四面に記載する用途区分により以下の分類とする。

(1) A 分類

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト リップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら 性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その 他これらに類するもの	08600

(2) B 分類

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090

特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
保育所その他これに類するもの	08180
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるものの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470

料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650

(3) C 分類

分類	用途	区分コード
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

※その他（08990）は、ご相談ください。